

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出) 法人税関係特別措置の概要及び適用件数・適用法人数・適用総額(総括表)」より抜粋

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm)

根拠条文	措置名	措置の概要	適用期限	24年度			25年度			26年度			
				適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	
42の9、68の13	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。	H29.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—		
42の9、68の13	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。	H29.3.31	9	9	557,707	9	9	417,165	11	11	435,625	
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①34%(建物等は20%)の特別償却又は②15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。	H29.3.31	①	2	2	28,918	5	5	145,616	4	4	85,912
				②	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%(建物等は25%)の特別償却又は②15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。	H29.3.31	①	—	—	—	—	—	—	—	—	
				②	1	1	11,505	2	2	12,740	3	3	4,779
42の9、45、68の13、68の27	沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	沖縄の経済金融活性化特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の①50%(建物等は25%)の特別償却又は②15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。	H29.3.31	①	/			/			—	—	—
				②	/			/			—	—	—
旧42の9、旧68の13	沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	沖縄の金融業務特別地区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し)ができる。 ※ 26改正: 本措置を上記「沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置」に改組	廃止 (26改正)	—	—	—	—	—	—	—	—		
42の9、68の13	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	上記「沖縄の観光地形成促進地域」から「沖縄の金融業務特別地区」までの税額控除制度における繰越税額控除限度超過額がある場合には、その繰越税額控除限度超過額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度)ができる。	H29.3.31	8	8	14,291	7	7	19,033	15	14	54,706	
				1	1	3,696	—	—	—	—	—	—	

根拠条文	措置名	措置の概要	適用期限	24年度			25年度			26年度		
				適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)	適用件数	適用法人数	適用総額(千円)
60、 68の63	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定情報通信事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。	H29.3.31 (法人の認定期限)	1	1	672	—	—	—	—	—	—
60、 68の63	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。	H29.3.31 (法人の認定期限)	1	1	16,111	—	—	—	2	2	18,405
60、 68の63	沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。	H29.3.31 (法人の認定期限)	/			/			—	—	—
旧60、 旧68の63	沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	沖縄の金融業務特別地区において、専ら金融業務に係る事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定事業から得た所得金額の40%の特別控除ができる。 ※ 26改正：本措置を上記「沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除」に改組	廃止 (26改正)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

[備考]

1. 根拠条文、措置名及び措置の概要は、いずれも平成27年3月31日現在のものである。ただし、改正により同年4月1日以後適用される措置については、その改正内容を記載している。
2. 適用期限は、平成27年4月1日現在のものであり、同日前に廃止された措置又は措置の一部については、その旨を記載している。
3. 適用件数、適用法人数及び適用総額の各欄については、上段は単体法人、下段は連結法人の計数を記載している。